

●高次脳機能障害支援体制加算

高次脳機能障害支援体制加算の取得に当たっては、次に掲げる書類に、下記加算要件を満たすことを証する書類を添えて提出してください。

- ・介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書
- ・体制加算に係る届出書（相談支援事業所）
- ・体制等状況一覧表（特定相談支援事業所にあっては介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表を、障害児相談支援事業所にあっては障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表）

●高次脳機能障害支援体制加算（Ⅰ） 60単位

次の要件1から3までのいずれの要件も満たすこと。

加算要件		区への提出物
要件1	高次脳機能障害支援者養成に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに、公表していること。	<ul style="list-style-type: none">・高次脳機能障害支援者養成に関する研修の修了証の写し・左記の体制を整備していることを公表していることが分かるもの
要件2	一定期間ごとに、利用者が高次脳機能障害者に該当するかについて確認を行っていること。	<ul style="list-style-type: none">・左記の確認を行ったことが分かるものまた、当該確認にあたっては、以下のいずれかの書類において高次脳機能障害の診断の記載があることを確認する方法によること <p>ア 障害福祉サービス等の支給決定における医師の意見書</p> <p>イ 精神障害者保健福祉手帳の申請における医師の診断書</p> <p>ウ その他医師の診断書等（原則として主治医が記載したものであること。）</p>
要件3	上記要件1の相談支援専門員が高次脳機能障害者に対して指定計画相談支援を行っていること。	<ul style="list-style-type: none">・前6月において指定計画相談支援を行っていることが分かるもの

●高次脳機能障害支援体制加算（Ⅱ） 30単位

上記高次脳機能障害支援体制加算（Ⅰ）の要件1を満たすこと。

【備考】

- ・参考様式がない提出物については、任意の様式で作成してください。
- ・加算に係る届出の提出後も、加算を取得しつづけるためには、当該加算の取得要件を満たすことを引き続き記録してください。（区が提出を求めることがあります。）
- ・このほか、指定登録に係る届出事項に変更が生じる場合は、変更届を提出してください。